

令和4年度 天草市奨学生募集要項

【募集期間：令和4年2月1日（火）から令和4年4月18日（月）まで】

1 申込資格（下記の条件を全て満たしていることが必要です）

- (1) 保護者が3年以上天草市に居住（住民登録）していること。
- (2) 高等学校、高等専門学校、専修（専門）学校、大学（短大含む）及び大学院に進学予定または在学していること。
- (3) 学術優秀で、かつ、経済的理由により修学が困難であること。
 - ①学力基準・・・全教科の評定の平均が3.2以上
※算出は単純平均（全教科の評定の合計を全教科の数で除する）とし、小数点以下第2位を四捨五入する。
※大学、専門学校等の評価は、別紙「天草市奨学金評定換算表」により算出する。
 - ②収入基準・・・本人が属する世帯の収入が基準以内であること。
※別紙「天草市奨学金収入基準」を参照してください。
- (4) 日本学生支援機構等その他の奨学金を受けていない者
- (5) 確実な連帯保証人（2名）を付することができる者
(うち1名は保護者又は後見人、他の1名は別世帯で独立して生計を立てている者)
※連帯保証人の保護者又は後見人以外の1名は、65歳以下（令和4年4月1日現在）で、年間収入が200万円以上ある方をお願いいたします。

2 奨学金の貸与額・貸与期間

(1) 貸与額

①高等学校、高等専門学校の学生	月額15,000円
②専修（専門）学校の学生	月額20,000円
③大学、短期大学及び大学院の学生	月額30,000円

(2) 貸付期間 令和4年4月から正規の修業期間が終了するまで。

3 奨学金の貸与方法

貸与者決定後、6月に4・5・6月分を、7月以降は毎月その月の分を指定口座に振り込みます。指定口座は奨学生本人の口座に限ります。

4 奨学金の返還

- (1) 措置期間 貸与終了後1年間
- (2) 返還期間 貸与期間の2倍の期間内に月賦で返還、ただし最長10年間
- (3) 利 息 無利息（ただし、正当な理由なく返還を遅延したときは、年14.6%の延滞金を徴収）
- (4) 返還方法 月賦による均等払（口座引き落とし）

5 奨学金の返還義務

皆さんにお貸しする奨学金の運営資金は、被貸与者（すでに貸与を受けた方）からの返還金、基金等からなっており、中でも被貸与者からの返還金が運営資金の大部分を占めています。

本市の奨学生として、このことを深く認識していただくとともに、学業を修了し、社会に出て自立した時点から適切な計画のもと返還することにより、同じような境遇にある後輩に進学向学の道を開く義務を負うことを自覚してください。

6 提出書類

(1) 奨学生願書（様式第1号） 本人が記入してください。

- ・連帯保証人2名の印鑑は、実印を押してください。

（貸付決定後、保証人2名の印鑑証明書を提出していただきます。）

(2) 奨学生推薦調書（様式第2号）

- ・新入生については、出身中学校又は出身高校等に作成依頼のこと。
- ・その他は、現在の在学期間に作成依頼のこと。
- ・成績が証明できる書類であれば、学校の様式で可能とする。

ただし、人物所見及び総合判定等、学校の様式に含まれていない場合は、奨学生推薦調書（様式第2号）に記入のうえ、併せて提出すること。

(3) 合格通知書の写し又は在学証明書

(4) 成績証明書（開封無効）

- ・奨学生推薦書に記載されている場合は提出の必要はありません。

(5) 世帯全員の所得が分かる書類

- ・令和3年分の源泉徴収票の写し又は確定申告書の写し（世帯全員の所得確認のため）

(6) 保護者の滞納のない証明書

- ・未納がない証明書（保護者の市税の納付状況確認のため）

(7) 世帯の住民票謄本（本籍入り）（保護者の住所要件、世帯員の確認のため）

(8) 連帯保証人の所得が分かる書類

- ・令和3年分の源泉徴収票の写し又は確定申告書の写し（連帯保証人の所得確認のため）

7 申請受付期間

令和4年2月1日（火）～令和4年4月18日（月）（土曜日、日曜日、祝日は除きます。）

持参される場合は、午前8時30分から午後5時15分までをお願いいたします。

※受付期間を過ぎると4月分からの貸与はできません。

8 提出先及び問合せ先

〒863-8631 天草市東浜町8番1号

天草市教育委員会 教育総務課 総務企画係

電話（0969）24-8812（直通）